

TOKYO働き方改革宣言

事務所開設100年に向けて、永続的に維持・発展させるため、全社員が仕事・私生活いずれもゆとりある時間を過ごせるように取り組みます。

平成29年3月31日

社会保険労務士 早坂事務所

目標

《働き方の改善》全社員の残業時間を前年同月比10%削減することを目指す。

《休み方の改善》年次有給休暇取得率90%を目指す。

取組内容

《働き方の改善》1ヶ月の半分が経過した時点で、勤怠を集計し、長時間労働の傾向が見受けられる社員について注意喚起を行う。また毎朝の朝礼にて、各社員の業務内容を共有し、社員がお互いに支援できる環境づくりを行う。

《休み方の改善》所長に対し、社員の休暇取得状況を毎月定期的に報告する。また、労使協定で締結した範囲内で、計画年休制度を有効に活用し、休暇取得を促進する。